

香川県外国人介護人材受入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 香川県外国人介護人材受入促進事業補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象及び交付額の算出)

第2条 この補助金は、外国人介護人材の海外現地での確保及び介護現場における円滑な就労・定着の促進を図ることを目的に行う事業であつて、別表第1欄に掲げる項目に係る事業（以下「補助対象事業」という。）を交付の対象とし、この実施に必要な経費のうち同表第4欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付する。

2 基準額は、別表第5欄のとおりとし、次により算出された額を交付額とする。なお、複数の都道府県で施設を運営する法人が本事業を申請する場合等には、補助の重複がないよう、按分処理等を行うこととする。

(1) 補助対象事業に要する別表第4欄に掲げる経費の実支出額と同表第5欄に定める基準額とを比較して少ない方の額

(2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額

3 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てて補助金の額を算定するものとする。

(交付の申請)

第3条 補助対象事業を実施する者（以下「補助対象事業者」という。）が補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(交付の決定)

第4条 知事は、前条の申請書又は第6条の変更申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金交付決定通知書又は変更交付決定通知書により補助金の交付の決定（決定の変更を含む。）をし、補助対象事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助対象事業者が補助対象事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の助成を受けて行

う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

- (2) 補助事業に要する経費の各区分間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。）をする場合においては知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業の内容の変更（補助金の交付の目的の達成及び事業の効率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ補助対象事業中止（廃止）申請書（第2号様式）を知事に提出し承認を受けなければならない。
- (5) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 補助対象事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（県補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (7) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (10) 補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、仕入控除税額報告書（第3号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (11) 補助対象事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の補助金等の交付を受けてはならない。
- (12) 補助対象事業者が、前各号の規定により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

（変更申請）

第6条 この補助金の交付決定後の事情により、前条第2号及び第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、事業変更申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて、知事に提出するものとする。

(状況報告)

第7条 補助対象事業者は、知事の要求があったときは、補助対象事業の遂行状況について、知事に報告するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業を完了したときは、事業完了の日から起算して1月を経過した日（第5条第4号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに実績報告書（第5号様式）に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第9条 知事は、前条の実績報告書を受理した場合は、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を交付額確定通知書により確定し、補助対象事業者に通知するものとする。この場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県へ返還することを命じるものとする。

(交付の請求)

第10条 前条の規定により、補助金の額の確定通知を受けた補助対象事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第6号様式）を知事に提出するものとする。

2 知事は、正当な請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 知事は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事はその全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 偽りその他の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助対象事業を遂行する見込みがなくなったとき。
- (4) この要綱又は補助金の交付決定の条件等に違反したとき。
- (5) 知事の承認を受けて、補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(その他)

第12条 補助対象事業者は、特別の事情によりこの要綱に定める手続き等によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その指示するところに従わなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月15日から施行する。

別表（第2条関係）

1 事業項目	2 事業内容	3 実施主体	4 補助対象経費	5 基準額
外国人介護人材獲得強化事業	(1) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集 外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。 (2) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化 外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。 (3) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動 更なる外国人介護人材の確保を促進するため、 ・海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集 ・日本の介護に関する PR、介護施設や介護福祉士養成施設等の情報提供などの広報活動 ・上記取組を実施するための宣材ツールの作成等 を行う。 (4) その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組 ※ (1)の活動のみ実施する場合は、本事業の対象外とする。	県内の外国人介護人材の受入施設・受入予定施設又はこれらを経営する法人	事業の実施に必要な次に掲げる経費で知事が認める経費 給料 職員手当等 報酬 報償費 旅費 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費） 会議費 使用料 賃借料 役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料） 委託料 備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。） 負担金 補助金	1 法人当たり 500 千円

外国人介護人材受入施設等環境整備事業	(1) 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組 ・雇用予定の外国人材が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等とオンラインによる通話を行うために必要な経費 ・介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成等に必要な経費 ・介護業務マニュアルの翻訳に必要な経費 ・多言語翻訳機の購入又はリースに必要な経費 ・外国人介護職員の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）に必要な経費 ・外国人介護職員受入れ施設等の職員が異文化理解を図るための教育・研修を受講又は実施するために必要な経費 ・コミュニケーションの促進に資するような研修の受講経費 ・その他外国人介護職員とのコミュニケーションの促進に必要と考える経費 (2) 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組 ・介護福祉士資格取得を目指すために必要な教材の購入、外部講習等への参加、日本語講師による教育に必要な経費 ・その他外国人介護職員が介護福祉士の資格取得に必要と考える経費 (3) 外国人介護職員の生活支援に必要な取組 ・孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケアに必要な経費 ・地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等に必要な取組 ・その他外国人介護職員の生活支援に必要と考える経費	県内の外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護施設等	事業の実施に必要な次に掲げる経費で知事が認める経費 給料 職員手当等 報酬 報償費 旅費 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費） 会議費 使用料 賃借料 役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料） 委託料 備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。） 負担金 補助金	補助率：2／3 1 施設等当たり上限額 200 千円。また、1 回限りの交付とする。
---------------------------	--	------------------------------------	--	--

外国人介護人材雇用 支援事業	留学生を除く外国人介護人材を新たに雇用 する際に必要となる次の初期経費 監理団体加盟金等 入国準備費用（在留資格申請等の手続、入国 前健康診断、保険等） 入国渡航費用 国内移動費用 居住場所準備に要する費用（礼金、手数料） （敷金は返還があるため除く。） 等	留学生を除く県内の外国 人介護人材の受入施設・受 入予定施設又はこれらを 経営する法人	事業の実施に必要な次に掲げる経 費で知事が認める経費 給料 職員手当等 報酬 報償費 旅費 需用費（消耗品費、燃料費、印刷 製本費、光熱水費、修繕料、食糧 費） 会議費 使用料 賃借料 役務費（雑役務費、通信運搬費、 保険料、手数料） 委託料 備品購入費（単価 30 万円以上の 備品を除く。） 負担金 補助金	補助率：1／2 1 人当たり上限額 250 千円。1 介護施 設等当たりの補助 回数は 1 回限り、 2 名まで
-------------------	--	--	--	---

第1号様式(第3条関係)

第 号
年 月 日

香 川 県 知 事 殿

申請者 所在地
団体名

代表者名

年度香川県外国人介護人材獲得強化事業補助金交付申請書

標記のことについて、次のとおり補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請する。

記

- 1 事業名 年度 香川県外国人介護人材獲得強化事業
- 2 事業項目 ☐ (1) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集
☐ (2) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化
☐ (3) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動
☐ (4) その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組
※ただし、(1)の活動のみ実施する場合は本事業の対象外とする。
- 3 申請額 金 円
- 4 事業計画書 別紙1のとおり
- 5 収支予算書 別紙2のとおり
- 6 添付書類
 - (1) 当該事業にかかる収支が分かるもの
 - (2) 暴力団排除等に関する誓約(別紙3)
 - (3) その他参考となる書類

別紙 1

事業計画書

1 申請団体名		
2 事業項目 (※該当項目にチェックをつけてください。)	☐ (1) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集 ☐ (2) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化 ☐ (3) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動 ☐ (4) その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組	
3 事業実施予定期間	年 月 ～ 年 月	
4 事業内容		
5 期待される効果		
6 事業スケジュール	時期	内容
	年 月	
	月	
	月	
	月	
	月	
	月	
7 その他		

(※)実施する事業について具体的な数字等を用いてわかりやすく記載すること。

別紙 2

収 支 予 算 書

申請団体名	
事業項目 (※該当項目に チェックをつけて ください。)	☐ (1) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集 ☐ (2) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化 ☐ (3) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動 ☐ (4) その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組

1 収入の部（事業を実施するための財源）

区分	予算額（円）
県補助金	
当該事業による収入	
自己資金	
寄付金	
その他	
合 計	

2 支出の部（事業の実施に必要な経費）

区分	金額（円）	積算根拠 (単価×人数、部数、回数等)を詳細に記入
合計		

※支出区分は、別表第4欄の補助対象経費に基づき記載すること。

※団体全体の収支ではなく、当事業に係る経費のみ記載すること。

第1号様式(第3条関係)

第 号
年 月 日

香 川 県 知 事 殿

申請者 所在地
団体名

代表者名

年度香川県外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金交付申請書

香川県補助金交付規則第4条第1項及び香川県外国人介護人材受入促進事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、標記補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業計画 別紙1のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 暴力団排除等に関する誓約(別紙3)
 - (2) その他知事が必要と認める書類

4 確認事項

下記事項について、確認の上、該当する場合は「はい」を○で囲んでください。

- ・今までに標記補助金の交付を受けたことがない。 はい

※今までに同一施設にて標記補助金の交付を受けたことがある場合は申請できません。

(申請担当)

- ・担当者名
- ・電話
- ・メール

(別紙1)

事業計画書

法人名	
-----	--

1. 事業計画

区 分 (該当項目に○)	(1)外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組み					
	(2)外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組み					
	(3)外国人介護職員の生活支援に必要な取組み					
外国人介護職員の人数 (交付申請時)	技能実習	現 員 人	雇用予定 人	特定技能	現 員 人	雇用予定 人
	留学	現 員 人	雇用予定 人	特定活動 告示第9号	現 員 人	雇用予定 人
事業内容						

(注)別途資料等がある場合は添付すること。

2. 積算内訳

経費区分	支出予定額	積 算 内 訳
	円	
合 計	円	

香川県知事 殿

代表者名

標記のことについて、次のとおり補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請する。

1 事業名 年度 香川県外国人介護人材雇用支援事業

2 申請額 金 円

3 事業計画書 別紙1のとおり

4 収支予算書 別紙2のとおり

- (1) 当該事業にかかる収支が分かるもの
- (2) 暴力団排除等に関する誓約（別紙3）
- (3) その他参考となる書類

別紙 1

事業計画書

1 基本情報

1 事業実施主体 (法人名又は個人名)	
2 上記で法人の場合は代表者(職氏名)	
3 上記事業実施主体の所在地	郵便番号: 住所:
4 外国人介護人材を受け入れる事業所名	
5 上記事業所の所在地	郵便番号: 住所:
6 上記事業所のサービス種別	
受入予定である外国人介護人材の在留資格	(1 人目) 在留資格:
	(2 人目) 在留資格:

2 補助対象経費（県交付決定後の経費のみ対象）

No.	補助対象経費	金額（単位：円）				補助率
		1 人目		2 人目		
1	補助対象経費					1 / 2 以内
2	監理団体加盟金等					
3	入国準備費用（在留資格申請等の 手続き、入国前健康診断、保険等）					
4	入国渡航費用					
5	国内移動費用					
小 計		①		②		
合計（①＋②）						

3 事業開始予定日、事業完了予定日

事業開始予定日	令和 年 月 日
事業完了予定日	令和 年 月 日

別紙 2

収 支 予 算 書

1 収入の部（事業を実施するための財源）

区分	予算額（円）
県補助金	
事業実施主体負担額	
寄付金その他収入	
合 計	

2 支出の部（事業の実施に必要な経費）

区分	金額（円）	積算根拠
合計		

※支出区分は、別表第 4 欄の補助対象経費に基づき記載すること。

※団体全体の収支ではなく、当事業に係る経費のみ記載すること。

年 月 日

暴力団排除等に関する誓約

香川県知事 殿

所在地
団体名
代表者

当社（個人の場合にあっては私、団体の場合にあつては当団体）は、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）第5条の2各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、このことに関して疑義が生じ、県から調査依頼等があつた場合は、調査結果報告書を提出するなど、誠実に対応し、協力することを誓約します。

これらの誓約が虚偽であり、又はこれらの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

香 川 県 知 事 殿

申請者 所在地
団体名

代表者名

年度 事業中止（廃止）申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた下記の事業について、中止（廃止）したいので関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 交付決定額 金 円

3 中止（廃止）の時期

4 中止（廃止）の理由

5 添付書類

- （1）当該事業の進捗状況が分かるもの
- （2）その他参考となる書類

注 記載事項に変更のない関係書類については、添付を省略し、その旨を付記することとして差し支えない。

第 号
年 月 日

香 川 県 知 事 殿

報告者 所在地
団体名

代表者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた 年度香川県外国人
補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、
下記のとおり報告します。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）

金 円

- 3 添付書類

2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

第 号
年 月 日

香 川 県 知 事 殿

申請者 所在地

団体名

代表者名

年度香川県外国人

事業変更申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた下記の事業について、その内容等を次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 交付決定額 金 円

3 変更後の補助金等申請額 金 円

4 事業計画書（変更後） 交付申請書別紙1のとおり

5 収支予算書（変更後） 交付申請書別紙2のとおり

6 変更の内容及び理由

7 添付書類

- （1）当該事業にかかる収支が分かるもの
- （2）その他参考となる書類

注 記載事項に変更のない関係書類については、添付を省略し、その旨を付記することとして差し支えない。

第5号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

香 川 県 知 事 殿

報告者 所在地

団体名

代表者名

年度香川県外国人介護人材獲得強化事業補助金の実績報告について

年度香川県外国人介護人材獲得強化事業等補助金に関する事業の実績について、
次のとおり書類を添付して報告する。

記

- 1 事業名
- 2 県費補助精算額 金 円
- 3 事業実績報告書 別紙1のとおり
- 4 収支精算書 別紙2のとおり
- 5 添付書類
 - (1) 当該事業に要した収支が分かるもの
 - (2) 支払いを証明する書類(領収書等)
 - (3) その他参考となる資料

別紙 1

事業実績報告書

1. 事業実績

1 報告者名				
2 事業項目 (※該当項目にチェックをつけてください。)	☐ (1) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集 ☐ (2) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化 ☐ (3) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動 ☐ (4) その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組			
3 事業実施期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月			
4 当事業を通して受入 又は受入予定の外国 人人数(実績報告 時)	特定技能	受入(予定)	技能実習	受入(予定)
		人		人
	EPA	受入(予定)	留学生	受入(予定)
		人		人
	その他	受入(予定)	※その他の場合の在留資格	
		人		
5 訪問国				
6 訪問先	種 別			
	日本語学校			
	送り出し機関			
	その他(種別も記載)			
7 滞在期間				
8 事業内容 (※実施項目にそれぞ れ記載してください。)	(1)			
	(2)			
	(3)			
	(4)			

2. 事業の効果(成果)及び課題

事業の効果(成果)及び 課題 (※実施項目それぞれ 記載してください。)	(1)	
	(2)	
	(3)	
	(4)	

3. 課題の原因と対応策

課題の原因と対応策 (※実施項目それぞれ 記載してください。)	(1)	
	(2)	
	(3)	
	(4)	

別紙 2

収 支 精 算 書

申請団体名	
事業項目	☐ (1) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集 ☐ (2) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化 ☐ (3) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動 ☐ (4) その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組

1 収入の部

区分	精算額 (円)
県補助金	
当該事業による収入	
自己資金	
寄付金	
その他	
合 計	

2 支出の部 (事業に要した経費)

区分	金額 (円)	積算根拠 (単価×人数、部数、回数等)を詳細に記入
合計		

※支出区分は、別表第 4 欄の補助対象経費に基づき記載すること。

※団体全体の収支ではなく、当事業に係る経費のみ記載すること。

第 号
年 月 日

香 川 県 知 事 殿

報告者 所在地

団体名

代表者名

年度外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金の実績報告について

年度香川県外国人介護人材受入施設等環境整備事業等補助金に関する事業の実績について、次のとおり書類を添付して報告する。

記

- 1 事業名
- 2 県費補助精算額 金 円
- 3 事業実績報告書 別紙1のとおり
- 4 収支精算書 別紙2のとおり
- 5 添付書類
 - (1) 当該事業に要した収支が分かるもの
 - (2) 支払を証明する書類(領収書等)
 - (3) その他参考となる資料

(別紙1)

実績報告書

法人名	
-----	--

1. 事業実績

区 分 (該当項目に○)	(1)外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組み					
	(2)外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組み					
	(3)外国人介護職員の生活支援に必要な取組み					
外国人介護職員の人数 (実績報告時)	技能実習	現 員	雇用予定	特定技能	現 員	雇用予定
		人	人		人	人
	留学	現 員	雇用予定	特定活動 告示第9号	現 員	雇用予定
		人	人		人	人
事業内容						

2. 事業の効果(成果)

事業の効果(成果)	
-----------	--

別紙 2

収 支 精 算 書

申請団体名	
事業項目	

1 収入の部

区分	精算額 (円)
県補助金	
当該事業による収入	
自己資金	
寄付金	
その他	
合 計	

2 支出の部 (事業に要した経費)

区分	金額 (円)	積算根拠 (単価×人数、部数、回数等)を詳細に記入
合計		

※支出区分は、別表第 4 欄の補助対象経費に基づき記載すること。

※団体全体の収支ではなく、当事業に係る経費のみ記載すること。

第5号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

香 川 県 知 事 殿

報告者 所在地

団体名

代表者名

年度香川県外国人介護人材雇用支援事業補助金の実績報告について

年度香川県外国人介護人材雇用支援事業等補助金に関する事業の実績について、
次のとおり書類を添付して報告する。

記

- 1 事業名
- 2 県費補助精算額 金 円
- 3 事業実績報告書 別紙1のとおり
- 4 収支精算書 別紙2のとおり
- 5 添付書類
 - (1) 領収書又は請求書の写し
 - (2) 雇用した外国人介護人材の雇用契約書の写し
 - (3) その他知事が必要と認める書類

担当者 :
連絡先 :

別紙 1

事業実績報告書

【1 人目】

1 雇用した外国人介護人材について

- (1) 出身国
- (2) 氏名
- (3) 在留資格
- (4) 雇用期限

2 事業に要した経費について

(単位：円)

No.	補助対象経費	金額 (A)	補助率 (B)	(A) × (B)
1	補助対象経費		1/2 以内	1～5 の合計金額 (A) を 1/2 した金額を記入
2	監理団体加盟金等			
3	入国準備費用 (在留資格申請等の手続き、入国前健康診断、保険等)			
4	入国渡航費用			
5	国内移動費用			
合 計				

3 補助対象経費の積算内訳について

No.	補助対象経費	積算内訳
1	補助対象経費	
2	監理団体加盟金等	
3	入国準備費用 (在留資格申請等の手続き、入国前健康診断、保険等)	
4	入国渡航費用	
5	国内移動費用	
合 計		

【2人目】

1 雇用した外国人介護人材について

- (1) 出身国
- (2) 氏名
- (3) 在留資格
- (4) 雇用期限

2 事業に要した経費について

No.	補助対象経費	金額 (A)	補助率 (B)	(A) × (B)
1	補助対象経費		1/2 以内	1～5 の合計金額 (A) を 1/2 した金額を記入
2	監理団体加盟金等			
3	入国準備費用（在留資格申請等の手続き、入国前健康診断、保険等）			
4	入国渡航費用			
5	国内移動費用			
合 計				

3 補助対象経費の積算内訳について

No.	補助対象経費	積算内訳
1	補助対象経費	
2	監理団体加盟金等	
3	入国準備費用（在留資格申請等の手続き、入国前健康診断、保険等）	
4	入国渡航費用	
5	国内移動費用	
合 計		

別紙 2

収 支 精 算 書

1 収入の部

区分	精算額 (円)
県補助金	
事業実施主体負担額	
寄付金その他収入	
合 計	

2 支出の部 (事業に要した経費)

区分	金額 (円)	積算根拠
合計		

※支出区分は、別表第4欄の補助対象経費に基づき記載すること。

※団体全体の収支ではなく、当事業に係る経費のみ記載すること。

第 6 号様式（第 10 条関係）

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

所在地
団体名

代表者名

令和 年度香川県外国人 事業補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で額の確定があった 年度香川県外国人
事業補助金について、次のとおり請求します。

記

1 交付請求額 金 円

2 請求額算定表

確定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残額 (A)－(B)－(C)

3 口座番号

支払方法	口座振替払 	銀行 (支) 店										現金払 	隔地払 〔 県外 送金 〕 	小切手払
		預金種目	当座 	普通 	口座番号									
		フリガナ												
		口座名義												